

○明るい職場づくりの推進に関する訓令

平成 12 年 4 月 10 日

警察本部訓令第 19 号

警 察 本 部 長

明るい職場づくりの推進に関する訓令を次のように定める。

明るい職場づくりの推進に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察運営に関して職員の提案を促進し、有意な提案を当該運営に反映することにより、職員の士気の高揚を図り、もって明るい魅力ある職場づくりを推進することを目的とする。

(職員の心構え及び提案事項)

第 2 条 職員は、常に勤務環境の改善及び業務の合理化等に意を用いることとし、次の各号に掲げる事項について、積極的に提案及び相互の意見交換を行い、明るい職場づくりに努めなければならない。

- (1) 職場の一体感を醸成するような明るい施策に関すること。
- (2) 勤務条件及び勤務制度の改善に関すること。
- (3) 施設、装備等の充実改善に関すること。
- (4) 福利厚生の実施及び余暇利用に関すること。
- (5) 業務の合理化及び省力化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、明るい魅力ある職場づくりの推進に関すること。

一部改正〔平成28年第10号、令和 6 年第32号〕

(所属における提案募集等)

第 3 条 所属長は、第 6 条に定める警務部警務課による提案募集の機会のほか、随時、職員からの提案（匿名のものを含む。）を受理するものとする。

追加〔平成28年第10号〕一部改正〔令和 6 年第32号〕

(所属長の措置)

第 4 条 所属長は、受理した提案について、幹部会議等において検討の上、速やかに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 所属において改善措置をとることが必要と認める事項について整備改善し、その結果を所属職員に周知すること。
- (2) 前号において、改善措置をとることが必要と認められなかった事項についても、その検討結果を所属職員に周知すること。
- (3) 所属長は、警察本部の業務を主管する課（以下「本部主管課」という。）における検討を必要と認めるものについて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に対し、次条に定める方法により報告すること。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号、令和6年第32号〕

（本部主管課に対する提案方法）

第5条 各所属又は個人による本部主管課に対する提案は、明るい職場づくりに関する提案・検討票（様式）（以下「提案・検討票」という。）を警務課長宛て提出することにより行うものとする。

一部改正〔平成28年第10号、令和6年第32号〕

（提案の募集等）

第6条 警務課長は、各所属における本部主管課に対する提案の募集を年1回以上行うほか、前条による提案を随時受理するものとする。

一部改正〔平成15年第6号、17年第11号、19年第30号、28年第10号、30年第8号、令和6年第32号〕

（検討の依頼等）

第7条 警務課長は、受理した提案のうち、本部主管課における検討を必要と認めるものについて、提案・検討票を、当該提案に係る事務を主管する警察本部の主管課長（以下「主管課長」という。）に送付することにより、検討を依頼するものとする。この場合において、提案内容が複数の主管課長の事務に及ぶ場合には、主たる検討を行うべき主管課長に対して依頼するものとする。

2 警務課長は、依頼した提案について、埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和6年埼玉県警察本部訓令第27号）第3条第8号に規定する埼玉県警察WANシステムの電子掲示板（以下「掲示板」という。）に掲示するものとする。

一部改正〔平成15年第6号、17年第11号、19年第30号、28年第10号、30年第8号、令和6年第32号〕

(本部主管課における検討)

第8条 警務課長から前条の検討を依頼された主管課長は、速やかに検討を行うものとする。

2 提案内容が複数の主管課長の事務に及ぶ場合には、関係する主管課長間において必要な検討を行うものとする。

3 主管課長は、検討の依頼を受理後おおむね2か月以内に提案・検討票を作成し、警務課長に送付するものとする。ただし、前項の場合には、関係する各主管課間における必要な検討が終了した後送付するものとする。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号、令和6年第32号〕

(検討結果の回答に対する意見の提出・掲示)

第9条 警務課長は、主管課長から送付された提案・検討票について、内容の見直しが必要と認めるときは、当該主管課長に対し、再検討を依頼することができる。

追加〔平成15年第6号、28年第10号、令和6年第32号〕

(検討結果の掲示)

第10条 警務課長は、検討結果の回答を受理したときは、当該提案・検討票をおおむね1年間掲示板に掲示するものとする。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号、令和6年第32号〕

(表彰)

第11条 明るい職場づくりのための提案制度の活用により、警察運営の改善に寄与するなどの功労が認められた場合は、功労のあった所属(係)又は職員に対して、埼玉県警察表彰規程(平成13年埼玉県警察本部訓令第29号)に基づく表彰を行うものとする。

一部改正〔平成15年第6号、28年第10号、令和6年第32号〕

附 則

この訓令は、平成12年4月10日から施行する。

附 則(平成15年3月14日警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成19年9月25日から施行する。

附 則（平成19年11月30日警察本部訓令第42号）

この訓令は、平成19年12月 1 日から施行する。

附 則（平成23年11月15日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成23年12月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月27日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 6 日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成27年 7 月 6 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月30日警察本部訓令第28号）

この訓令は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月28日警察本部訓令第32号）

この訓令は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

【様式別表省略】